

随意契約理由書
(比較見積を省略する理由書)

藤井寺支援学校においては、児童生徒一人ひとりの障がいの状況や特性、心身の発達の段階等に応じて、適切かつ特色のある教育活動の創造に努めるとともに、すべての児童生徒が自己の持つ可能性を伸ばし、「生きる力」を身につけていくため、きめ細かな指導を目指し、日々の学校運営を実施している。

学校給食については、その中の一環のひとつであり、欠くことのできない重要な役割を担っている。

この度、学校給食を実施するためには不可欠な食器洗浄機が洗浄不良を起こし、給食を提供するための食器やトレイが清潔に洗浄できなくなった。

当該機器は平成8年に購入・設置した導入後30年経つものであり、これまで幾度も老朽化による故障が発生しており、都度修理していたが、メーカーの交換部品保証期間も終了し、修理の目途が立たない状況である。

衛生を保ち、感染症等の不安のない、安心安全な給食の提供を今後も継続するためには、早急に厨房内の環境を整える必要があるため、地方自治法施行令第167条の2の第1項第5号により随意契約において当該機器の入替を行うこととなった。

現在設置している食器洗浄機に繋がるダクトは、ガスの排気面で消防法に適合しない状態で設置されているが、既存のものであるため直ちに違法状態とはなっていない。しかし機器の更新時には適法状態での設置が求められるため、ダクト工事は必須のものとなる。

なお、当該ダクトは設置後30年以上経ち老朽化しており、既存の設備を修理するだけでは現在の消防法の基準を満たすことができない状況である。

衛生を保ち、感染症等の不安のない、安心安全な給食の提供を今後も継続するためには、早急に厨房内の環境を整える必要があるため、厨房機器を扱う業者に問い合わせをしたところ、日本調理機株式会社から別添のとおり見積書の提出があった。

よって、同社と地方自治法施行令第167条の2の第1項第1号により随意契約するとともに、府財務規則運用第62条第2項第9号により比較見積書を省略するものである。